

薬生食輸発0607第1号
平成30年6月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(コロンビア産コーヒー豆のクロルピリホス及び中国産もろこし(こうりゃん等)
のアフラトキシン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:平成30年6月1日付け薬生食輸発0601第1号)により通知したところである。

今般、コロンビア産コーヒー豆のクロルピリホスが食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすこと、また、輸入時のモニタリング検査において中国産もろこしからアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のコロンビアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
コーヒー豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表1の3によること。ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

を削除し、

2. 別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	もろこし（こうりゃん等）及びその加工品（もろこし（こうりゃん等）を30%以上含有するものに限る。）		総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。